

健 発 0331 第 1 号  
令 和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
肝炎対策推進室  
( 公 印 省 略 )

### 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の見直しについて（協力依頼）

都道府県を実施主体として平成30年12月から開始した「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」においては、年収約370万円以下のB型又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者について、肝がん・重度肝硬変の入院医療で、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が3月以上の場合に、4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、高額療養費の限度額と1万円（患者の自己負担額）の差額を公費で助成しています。

令和3年4月より下記のとおり見直しを行うこととしており、見直し内容の概要等に係る資料を添付資料のとおり作成しましたので、貴団体におかれでは、貴団体会員に周知いただくななど、本事業の円滑な実施に向けて御協力いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し内容

##### （1）通院治療の対象化について

「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による通院治療を本事業の助成対象に追加します。

##### （2）対象月数の短縮について

過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が4月目以降を助成対象としているものを3月目以降とします。

#### 2. 添付資料

別添1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しに伴い、医療機関に対応いただく主な内容

別添2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しの概要（医療機関向け）

別添3 医療記録票（※入院医療記録票の見直し）

別添4 患者が都道府県に対して行う公費の償還払いの請求手続に関するリーフレット

#### 3. 問合せ先

都道府県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業担当課

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しに伴い、  
医療機関に対応いただく主な内容

## 1. 患者への周知等

- (1) 都道府県が作成したリーフレットを患者に配布し、事業内容を紹介いただくようお願いします。
- (2) 患者が通院治療を受け、医療記録票のB欄に「○」「△」「▲」を記載した際にB欄の「○」等の記載のある月数を確認し、過去1年間に「○」等の記載のある月数が既に2つ以上あり、助成対象となると判断された場合は、別添4のリーフレット等を用いることにより、患者に対して、都道府県への公費の償還払いの請求手続を行うよう案内をお願いします。

本事業の助成対象となる場合、入院治療については、一部負担金等が高額療養費の限度額を超える場合は、事業見直し前と同様に、医療機関から審査支払機関を通じて都道府県に対して公費を請求することから、患者は医療機関窓口において1万円（患者の自己負担額）のみを支払うことにより助成を受けることができます。

一方で、今回助成対象に追加される通院治療については、患者は医療機関窓口において一部負担金等を支払い、後日、都道府県に対して公費の償還払いの請求手続を行うことにより、助成を受けることとなります。このため、通院治療の場合は、本事業の助成要件を満たしている場合も、窓口で一部負担金等を徴収していただきますようお願いします。

## 2. 医療費等の記録

- (1) 医療記録票を所持していない患者に交付をお願いします。

これまで、本事業に参加する患者に対し、本事業の対象医療に係る医療費等を記録するため、各医療機関から入院医療記録票を交付することとなっておりますが、事業の見直しに伴い、入院医療記録票に替えて、医療記録票を患者に交付していただくこととなります。

また、既に患者に対して入院医療記録票を交付している場合でも、今後、患者が通院治療を受け、入院記録票では対応ができない可能性があることから、事業の見直し後、最初の受診の際に、患者に対し、新たに医療記録票を交付いただくようお願いします。なお、この場合は、既に入院医療記録票に記載されている内容を改めて医療記録票に記載する必要はありません。

(2) 医療記録票に、カウント（※）された月、医療費等について記載（退院時、通院時又は月末）をお願いします。

※ カウントについて

肝がん又は重度肝硬変に係る一部負担金等について、高額療養費の限度額を超えた月数をカウントするもの。カウントできる期間は、助成月を含む過去1年間であれば、連続していないなくても可。

患者が本事業の対象医療を受けた場合、退院時又は通院時（入院治療が異なる月にまたがる場合は月末）に、主に以下の点について医療記録票に記載いただくこととなります。

- ・本事業の対象医療に係る医療費等を記載。
- ・同じ月における本事業の対象医療に係る一部負担金等の累計額が高額療養費の限度額を超えた場合、医療記録票のB欄の該当月に「○」等を記載。
- ・入院治療又は通院治療が「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」に係る治療に該当する場合は、医療記録票の「分子標的薬等に係る治療の場合○印」欄に「○」を記載。

なお、同じ月における本事業の対象医療に係る一部負担金等の累計額によって、助成の条件となる月数にカウントされるか、また、助成対象となるかを判断するため、医療費等については、少額であっても全て記載をお願いします（医療記録票の詳しい記載方法は、別添2の見直しの概要のp.7以降をご確認ください）。

### 3. 通院時に交付する処方箋の扱い

「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による治療を行う上で無関係であると医師が判断する医薬品（本事業の助成対象外となる医薬品）も合わせて1枚の処方箋によって処方する場合には、処方箋に記載されている本事業の助成対象外となる医薬品にマーカーを付け、「マーカー部分が対象外」等のコメントを処方箋の裏面等に記載すること等により、調剤を行う薬局が助成対象外の医薬品を区別できるようにしていただくようお願いします（処方箋の詳しい記載方法は、別添2の見直し（案）の概要のp.28を御確認ください）。

### 4. その他

- (1) 2月目（事業の見直し前は3月目）のカウントがされた際には、臨床調査個人票を記載して、患者に交付してください（退院時、通院時又は月末）。
- (2) 3月目（事業の見直し前は4月目）のカウントがされて以降は、入院又は通院の度に、参加者証を確認してください。

## 現行制度の要件

- ・**所得制限あり**（年収約370万円以下が対象）
- ・肝がん・重度肝硬変の**入院医療のみ**が対象（通院は対象外）
- ・公費による助成の対象となるのは、**入院4月目**以降であって高額療養費制度を適用した後の自己負担額(※1)
- ・**患者の自己負担が月額1万円となるよう**高額療養費の限度額と1万円との差額を公費で**助成。**

※ 1：入院で過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上ある場合に、入院4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。

## 見直し（案）

### 1. 通院治療の対象化について（新規）

- 「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による通院治療（※2）を本事業の対象に追加します。（※3）  
※ 2：「肝動注化学療法」を通院治療で行うケースは少ないことから簡略化のため、この説明資料では以下「分子標的薬を用いた化学療法」とのみ記載しますが、「肝動注化学療法」も同様の扱いですので、御留意下さい。  
※ 3：通院により「分子標的薬を用いた化学療法」を導入するに当たり、通常、まず入院によりこの療法を行い、副作用の有無の確認等がなされた後、通院による治療が開始されますが、この導入の際の入院治療は、その後の通院治療に必要なものですので、本事業においては、通院治療と一体のものとして取扱います。
- 助成や月数要件のカウントの際に対象となる通院治療の医療費は「外来診療に係る費用」と「薬剤に係る費用」です。

### 2. 対象月数の短縮について（要件変更）

- 1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えた対象月数が助成月を含み過去12か月以内に3回以上（※4）ある場合に助成します。  
※ 4：要件変更前は4回以上。
- 3回以上をカウントする際の入院と通院の組み合わせは問いません。  
①入院、②入院、③入院 ・ ①入院、②入院、③通院 ・ ①入院、②通院、③入院  
①通院、②通院、③通院 ・ ①通院、②通院、③入院 ・ ①通院、②入院、③通院 など

⇒上記の見直しを行った上で、本事業の**対象医療について、高額療養費の限度額を超えた入院又は通院に係る3月目以降の患者の自己負担額が1万円となるよう、公費助成します。**

## 要件を満たす対象月数のカウント方法について

### ○基本的な考え方

1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額（高療）を超えた場合、要件を満たした月数としてカウントします。

### ○具体的なカウント方法

#### ① 1か月間に患者が受けた治療が入院のみの場合

入院医療に係る費用が高療を超えた場合カウントします。

#### ② 1か月間に患者が受けた治療が「分子標的薬を用いた化学療法」による通院のみの場合

保険医療機関の外来診療に係る費用と保険薬局の調剤に係る費用の合計額が高療を超えた場合カウントします。

#### ③ 1か月間に患者が受けた治療が「分子標的薬を用いた化学療法」の導入のための入院と「分子標的薬を用いた化学療法」による通院の場合

当該入院と通院に係る費用の合計額が高療を超えた場合カウントします。

## 助成の方法について

### ○入院医療に係るもの

これまでどおり、原則、窓口での現物給付です。

### ○通院医療に係るもの

後日、患者が都道府県に対し償還払いの請求を行いますので、これまでどおり、窓口では一部負担金（3割等の金額）を徴収してください。

〔参考〕同じ月に入院（「分子標的薬を用いた化学療法」の導入のための入院）と通院が生じた場合で当該一部負担金の合計額が高額療養費の限度額を超えている場合の患者への助成額（償還額）の計算方法

①入院が高額療養費の限度額を超えていている場合⇒入院に係る現物給付の窓口処理後の自己負担額1万円と通院に係る一部負担金の額を用いて計算します。

②入院が高額療養費の限度額を超えていない場合⇒入院に係る一部負担金の額と通院に係る一部負担金の額を用いて計算します。

## 医療記録票について

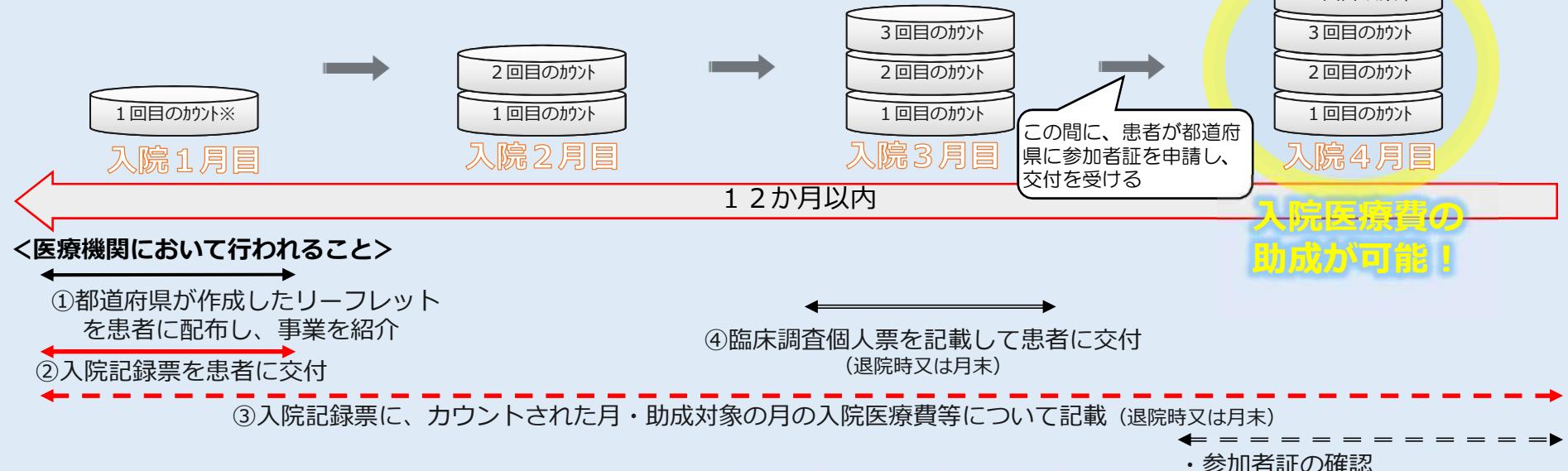
### ○助成の可否は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る1か月間の全ての医療機関等の医療費の合計額が高額療養費の限度額を超えるかどうかで判断しますので、対象となる医療費については、患者負担が21,000円未満※であっても全て記載してください。

※70歳未満の場合、保険法令上、自己負担額が高額療養費の限度額を超えるかどうかを判断する際の金額には、1つの医療機関に係る1か月の自己負担額の合計額が21,000円以上でないと他の医療機関の自己負担額と原則、合算することが出来ません。例えば、通院について、受診に係る自己負担額が1回目15,000円、2回目10,000円のとき、2回分の合計額が25,000円となるため他の医療機関の自己負担額と合算可能となります。2回分の自己負担額の記載が無いと合計額が25,000円であることが判断できなくなるため、対象となる医療費は全て記載してください。

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しに伴う変更点

医療機関向け

## 現行



※1：入院の場合で参加者証の提示がないときは、患者は窓口で一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、都道府県に償還払いの請求を行う。

※2：通院の場合は、患者は窓口で一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、都道府県に償還払いの請求を行う。

### ※ 月数のカウント方法

肝がんや重度肝硬変の医療費の自己負担額（1割～3割）が高額療養費算定基準額を超えた月数。

☞ カウントできる期間は、その月を含む過去12月以内。その月を含む過去12月以内であれば、連続していなくても可。



高額療養費算定基準額

## 医療機関に対応いただくこと

## 現行

## 【患者への周知】

- 都道府県が作成したリーフレットを患者に配布し事業を紹介。

## 【医療費等の記録】

- 入院記録票を患者に交付。
- 入院記録票に、カウントされた月、入院医療費等について記載（退院時又は月末）

## 【その他】

- カウント3回目に臨床調査個人票を記載して患者に交付（退院時又は月末）
- カウント4回目以降、参加者証の確認（入院時）
- 月末又は退院時に助成要件を満たしている場合は、患者の自己負担額が1万円となるよう現物給付の処理を行う（患者は窓口で1万円を支払う）

## 見直し後

## 【患者への周知】

- 都道府県が作成したリーフレットを患者に配布し事業を紹介。
- 通院の場合、月の累計額が基準額を超えた回数が3回目以降のときは、患者に都道府県へ償還請求すれば、助成が受けられる旨を案内。

## 【医療費等の記録】

- 医療記録票を患者に交付。
- 医療記録票に、カウントされた月、医療費等について記載（退院時、通院時又は月末）
  - ※1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の合計額で助成の可否を判断しますので、対象となる医療費については、21,000円未満であっても全て記載してください。
  - ※「分子標的薬を用いた化学療法」による治療の場合、所定欄に○印を記載。

## 【通院時に交付する処方箋の扱い】

- 肝がんの治療を行う上で無関係と医師が判断する医薬品を1枚の処方箋で同時に処方するような場合には、処方箋に記載されている本事業の対象外の医薬品にマーカーを付ける等により対象外の医薬品が分かるようした上で「マーカー部分が対象外」と記載する等、どのように区分したかが分かるようなコメントを処方箋の裏面等に記載。

## 【その他】

- カウント2回目に臨床調査個人票を記載して患者に交付（退院時、通院時又は月末）
- カウント3回目以降、参加者証の確認（入院時、通院時）
- 入院の場合、月末又は退院時に助成要件を満たしているときは、患者の自己負担額が1万円となるよう現物給付の処理を行う（患者は窓口で1万円を支払う）
- 通院の場合、助成要件を満たしているときも、窓口で一部負担金（3割等の金額）を徴収し、患者に都道府県への償還請求すれば、助成が受けられる旨を案内。



## 医療記録票（様式例）

医療機関向け

別紙様式例 6 -

## 医療記録票（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）

## 【枚目】

**患者の方へのお願い** 所定の又は重度肝炎変更に係る治療を受けた場合には、この医療記録表を医療機関又は保健所等の窓口に忘れずに提示してください。  
また、都道府県に提出する公的年金の請求を行う場合は、この医療記録表の写しを提出時に提出してください。

氏名		性別		生年月日	年 月 日
住所					
保険種別 (変更時)	保険者番号 (変更時)				被保険者証の記号・番号 (変更時)

A欄	高齢者費用 算定基準額	①入院	②多数回該当の場合	③外来
----	----------------	-----	-----------	-----

B欄	年						年					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
年						年						
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

※1: ③の1月間の累計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合〇印（B欄には「○入」又は「△入」と記載）

※2：②の1月間の累計額がA欄③の基準額を超えた場合〇印（B欄には「△外」又は「▲外」と記載）

\*3: ①の1月間の合算額がA種②又は③の基準額を超えた場合はB欄には「○入+外+」、「○入+外+」、「△入+外+」、「△入+外+」、「△入+外+」、「△入+外+」、「△入+外+」（※1欄、※2欄に○印が無い場合は「△合算+」）のいずれかを記載

○ 入院が高額算定額を超過するかつ日数要件を満たして事業の助成を受けた場合（現物給付の場合）

時がん事業の目録要件のカウント方法：日曜に「〇」「△」「▲」が記載されている個数をカウント（1日に複数ある場合でもカウントは1回）

保険診療上の多剤回数控除の判定方法：過去12か月以内の内の数をカウントし、1回以上回数から多剤回数控除（1回に6人以上外のように）が2個ある場合は未カウントは1回）

観物給付（特定疾病給付対象療養）の多次回該当の判定方法：過去12か月以内の〇の数をカウントし、4回目以降から多次回該当。（同一の医療機関のカウントが4回目以降である必要があるため、医療機関ごとにカウントが必要。）

△：八割以上外傷基準を超過し、かつノット数を2箇以上で、その他の規則を満たす場合（即ち既往歴も過去1ヶ月以内）  
△：高級基準額（入院・外来・給付対象医療機関）を超えた場合（上記の基準を除く）（多数回該当がある高級基準額を超えた場合）  
▲：保険診療上の多回該当の判定方法：過去12ヶ月以内の〇の数をカウントし、4回目以降から多回該当。（1ヶ月に跨る入院の外のようにかぎり2個ある場合でもカウントは1回。）  
▲：現物給付（特定疾患現物給付対象医療機関）の多回該当の判定方法：過去12ヶ月以内の〇の数をカウントし、4回目以降から多回該当。（同一の医療機関のカウントが4回目以降である必要があるため、医療機関毎にカウントが必要。）

## ○基礎情報の記載例

# 医療記録票の記載例①（基礎情報の記載例）

医療機関向け

別紙様式例 6-1 (改:案) 表面

## 医療記録票（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）

【枚目】

患者の方へのお願い		肝がん又は重度肝硬変に係る治療を受けた場合には、この医療記録票を保険医療機関又は保険薬局の窓口に忘れずに提示してください。また、都道府県に償還払いの請求を行う場合は、この医療記録票の写しを請求書に添付してください。				
氏名	○○ ○○	性別	○	生年月日	S ○ 年 ○ 月 ○ 日	
住所	東京都千代田区○○-○○-○					
保険種別 (変更時)	B 健康保険組合	保険者番号 (変更時)	I JKL-MNOP	被保険者証の記号・番号 (変更時)	765-43210	
A欄 高額療養費算定基準額	①入院 57,600	②多数回該当の場合 44,400	③外来 57,600			

健康保険証等に記載されている患者の情報を記載。

(検討中)

患者の適用区分に応じた上限額（高額療養費算定基準額）を記載。

年齢区分	所得区分（限度額適用認定証等における適用区分）	自己負担割合	ひと月の上限額（世帯ごと） 【多数回該当】	
			外来（個人ごと）	57,600円 【多44,400円】
70歳未満	工 ～年収約370万円 健保：標準26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	30%	-	57,600円 【多44,400円】
	才 住民税非課税者	30%	-	35,400円 【多24,600円】
70歳以上 75歳未満	III（一般所得） 年収約156万～約370万円 標準26万円以下 課税所得145万円未満等	20%	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	II（低所得Ⅱ） 住民税非課税世帯	20%	8,000円	24,600円
	I（低所得Ⅰ） 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	20%	8,000円	15,000円
75歳以上	III（一般所得） 年収約156万～約370万円 標準26万円以下 課税所得145万円未満等	10%	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	II（低所得Ⅱ） 住民税非課税世帯	10%	8,000円	24,600円
	I（低所得Ⅰ） 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	10%	8,000円	15,000円

## ○月数カウント欄の記載例

## 医療記録票の記載例②（月数カウント欄〔B欄〕の記載例）

医療機関向け

○B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合、本事業の助成対象となります。

- 以下の例では、R4年4月に係る助成の可否を判断する場合、4月の△印と4月を含めて遡った12か月以内にR3年10月及び12月の△印で3回に達するため助成対象となります。

A欄		高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600				
B欄	8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	4月 △合算	5月 △外	6月	7月 ○入
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	○入+△外											

医療実績記載欄（◆は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）			入院〔現物給付（原則）〕			通院（保険局含む）〔現物払い〕								
◆	◆	◆◆	◆	◆	◆◆	◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆			
入院・ 通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の 場合○印	持記事項がある 場合○印	① 関係医療の 医療費総額 (10割引) ※円単位で記載	② 関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※1	② 関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の③と 通院欄の③の記載がある 場合は、その合計額 を記載 ※3	⑥ 関係医療の 窓口支払額
R3/10/5	R3/10/25		○○病院			210,000	63,000	63,000	○				57,600	

(1)入院単独で基準額を超えた場合の例 ((3)の場合を除く)

③欄の1月間の累計額がA欄の基準額を超えた場合④欄に○印を記載し、B欄に「△入」等※と記載してください。

(2)通院単独で基準額を超えた場合の例 ((3)の場合を除く)

③欄の1月間の累計額がA欄の基準額を超えた場合④欄に○印を記載し、B欄に「△外」等※と記載してください。

(3)同じ月の分子標的薬に係る入院と通院の合計が基準額を超える場合の例

入院と通院それぞれの③欄の1月間の累計額の合計額 (⑤欄) がA欄の基準額を超える場合、B欄に「△入+△外」等※と記載してください。

※ 現物給付に該当する場合や外来に係る高額療養費算定基準額を超えた場合など、状況により記載する印 (○、△、▲) が異なりますので、次ページの『医療記録票「B欄」への記載方法』を御確認ください。

# 医療記録票「B欄」への記載方法

医療機関向け

肝がん事業の月数要件のカウント方法：B欄に「○」「△」「▲」が記載されている個数をカウント。  
 (1月に複数ある場合でもカウントは1回。)

保険診療上の多数回該当の判定方法：過去12か月以内の△の数をカウントし、4回目以降から多数回該当。  
 (1月に△入十△外のように△が2個ある場合でもカウントは1回。)

現物給付（特定疾病給付対象療養）の多数回該当の判定方法：過去12か月以内の○の数をカウントし、4回目以降から多数回該当。  
 (同一の医療機関のカウントが4回目以降である必要があるため、医療機関ごとにカウントが必要。)

○：入院が高療基準額を超え、かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合  
 (現物給付の場合)

△：高療基準額（入院・外来高療基準額）を超えた場合（上記の場合を除く）  
 (多数回該当がある高療基準額を超えた場合)

▲：70歳以上の者が外来に係る高療基準額を超えた場合  
 (多数回該当がない高療基準額を超えた場合)

70歳未満	医療費が高療基準額（高額療養費算定基準額）を超えるか超えないか		高療基準額を超えたときの「B欄」への記載方法	
	入院のみ	外来のみ	現物給付に該当しない場合 高療基準額を超えた場合：△	現物給付に該当する場合 入院が高療基準額を超え、かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合：○
入院のみの場合	超える	—	△入	○入
外来のみの場合	—	超える	△外	—
入院（分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法に係るもの）と 外来の場合	超える	超えない	△入十外	○入十外 ただし、現物給付後の1万円と外来の合算で 高療基準額を超える場合は「○入十△外」と記載
	超えない	超える	入十△外	—
	超える	超える	△入十△外	○入十△外
	両方単独では高療基準額を超えないが、 合算で高療基準額を超える		△合算	—

70歳以上 (低所得区分は多数回該当は無いが、B欄への記載方法を統一するため、本表に従って記載してください。)	医療費が高療基準額を超えるか超えないか		高療基準額を超えたときの「B欄」への記載方法	
	入院のみ	外来のみ	現物給付に該当しない場合 入院・外来高療基準額を超えた場合：△ 外来に係る高療基準額を超えた場合：▲	現物給付に該当する場合 入院が高療基準額を超え、かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合：○
入院のみの場合	超える	—	△入	○入
外来のみの場合	—	超える	▲外	—
入院（分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法に係るもの）と 外来の場合	超える	超えない	△入十外	○入十外 ただし、現物給付後の1万円と外来の合算で 入院・外来高療基準額を超える場合は「○入十△外」と記載
	超えない	超える	入十▲外	— ただし、入院と外来に係る高療基準額の合算で 入院・外来高療基準額を超える場合は「入十△外」と記載
	超える	超える	△入十△外	○入十▲外 ただし、現物給付後の1万円と外来に係る高療基準額の合算で 入院・外来高療基準額を超える場合は「○入十△外」と記載
	両方単独では高療基準額を超えないが、 合算で高療基準額を超える		△合算	—

○入院の記載例

月数要件のカウントのみ（1回目又は2回目）の時  
〔助成が無い時〕の記載例  
(次ページはカウント1回目の記載例)

## 医療記録票の記載例③（入院の記載例）

医療機関向け

A欄		高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600					
			R3年 8月	9月	10月 △入	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
B欄			R4年 8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
			R4年 R5年 8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

◇ ◇ ◆ ◆◆ ◇ ◇ ◇◆		医療機関名、保険薬局名			分子標的薬等に係る治療の場合〇印		特記事項がある場合〇印		① 関係医療の医療費総額(10割分)			② 入院【現物給付(原則)】			③ 通院(保険局含む)【償還払い】				
入院・通院日	退院日	調剤日											◇	◇	◇	◇◆	◇◆	◇◆	
R3/10/5	R3/10/25		OO病院							210,000			63,000	63,000	63,000	※1	※2	※3	
												○						57,600	

入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、10月分の入院医療費63,000円がA欄①入院の基準額57,600円以上でありカウントの対象となります。

カウントの対象となった場合、医療機関において2か所に〇印等を記載してください。

・B欄については、入院がA欄①入院の基準額を超えておりカウントの対象ですが、カウント1回目のため助成の対象とはならないので「△入」と記載してください。（なお、カウント3回目以降で現物給付となった場合は「〇入」と記載します。）

患者が保険者から限度額適用認定証の交付を受けている場合、患者が支払う額は当該限度額となります。

## ○入院+通院の記載例〔1〕

R4年4月に入院1回と通院1回〔外来診療費と薬剤費〕の合計額が高額療養費算定基準額を超えて、助成対象となる場合の記載例

(記載例は本紙を除き4枚に分かれています。)

P. 17に詳述

B欄	R3年										R4年			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
	△入				△入									
R4年									△合算					
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月			

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

◇ ◇ ◆ ◆◆ ◇ ◇ ◆◆			医療機関名、保険薬局名			分子標的薬等に係る治療の場合〇印	特記事項がある場合〇印	◆◆	入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】			◆◆	◆◆
入院・通院日	退院日	調剤日				① 関係医療の医療費総額（10割分）	② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※1	② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の③と通院欄の③の記載がある場合は、その合計額を記載※3	⑥ 関係医療の窓口支払額		
R3/10/3			OO病院			210,000	63,000	63,000	○						57,600	
R3/12/2	2/30		OO病院			210,000	63,000	63,000	○						57,600	
R4/4/3	R4/4/7		OO病院	○		100,000	30,000	30,000							30,000	
R4/4/8			OO病院	○		72,000				21,600	21,600				51,600	
	R4/4/8	□	□□			112,000				33,600	55,200				85,200	
															33,600	

P. 16に詳述

P. 17に詳述

# 医療記録票の記載例④-1（入院+通院の記載例〔1〕）

医療機関向け

## 入院1回目

患者が窓口で支払った額を記載します。

A欄	高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多數回該当の場合	44,400	③外来	57,600
----	------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

B欄	R3年					R4年				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
$\Delta$ 入										
R4年					R5年					6月
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◇◆	入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】			◆◆	
							①	②	③	④	②	③	④	
入院・ 通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の 場合○印	特記事項が ある 場合○印	① 関係医療の 医療費総額 (10割分)	② 関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※1	② 関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の①と 通院欄の③の記載があ る場合は、その合計額 を記載 ※3	◆◆
R3/10/5	R3/10/25		○○病院			210,000	63,000	63,000	○				57,600	◆◆
R3/12/2	R3/12/30		○○病院			210,000	63,000	63,000	○				57,600	◆◆
R4/4/3	R4/4/7		○○病院	○		100,000	30,000	30,000					30,000	◆◆

入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬の導入に係る入院の場合、医療機関において○印を記載してください。

・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する等により対応してください。

上記の例の場合、4月分の入院医療費30,000円がA欄①入院の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

# 医療記録票の記載例④-1（入院+通院の記載例〔1〕）

医療機関向け

## 通院1回目〔外来診療〕

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院 57,600	②多数回該当の場合 44,400	③外来 57,600		
B欄	R3年 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 △入 △入					R4年 1月 2月 3月 4月 5月
	R4年 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月					R5年 1月 2月 3月 4月 5月 6月

患者が窓口で支払った額を記載します。

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）			入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】									
◇	◇	◆	◇◆	◇	◇◆	◇	◇	◆	◇◆	◇◆	◆◆	◇◆	◆◆	◇◆	
入院・ 通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	特記事項がある場合○印	① 関係医療の医療費総額（10割分）	② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※1	② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の③と通院欄の③の記載がある場合は、その合計額を記載※3	⑥ 医療の支払額	
R3/10/5	R3/10/25		OO病院			210,000	63,000	63,000	0					57,600	
R3/12/2	R3/12/30		OO病院			210,000	63,000	63,000	0					57,600	
R4/4/3	R4/4/7		OO病院	○		100,000	30,000	30,000						30,000	
R4/4/8			OO病院	○		72,000			21,600		21,600			51,600	21,600

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において○印を記載してください。

- 会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

上記の例の場合、4月分の通院医療費21,600円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

また、同じ4月に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある入院医療費の記載がありますので、

⑤欄に当該医療費30,000円と通院医療費21,600円の合計額51,600円を記載してください。

4月分の分子標的薬に係る入院と通院の合計額が51,600円であり、A欄①入院の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

## 医療記録票の記載例④- 1（入院+通院の記載例〔1〕）

医療機関向け

## 通院1回目〔保険薬局〕

## 保険薬局で記載

カウント3回目

## (参考)

患者が窓口で支払った額を記載します。

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

同じ4月に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある医療費の記載がありますので、⑤欄に入院医療費30,000円、通院医療費21,600円、調剤関係費用33,600円の合計額85,200円を記載してください。

上記の例の場合、4月分の分子標的薬に係る入院と通院の合計額85,200円がA欄①入院の基準額57,600円以上でありカウントの対象となります。入院と通院それぞれ単独ではA欄の基準額を超える、合算額が基準額を超えるので、B欄に「△合算」と記載してください。

4月分がカウントの対象となり、B欄に4月分を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上あるため、助成の対象となり、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられるので、患者へ案内してください。

# 医療記録票の記載例④-1（入院+通院の記載例〔1〕）

医療機関向け

(補足)

助成対象となった月以降に患者が来院した場合には、医療機関においても、下記について御確認いただき、B欄の□に記載が無い場合など、必要に応じて患者へ償還請求手続の案内をしてください。

直近の記載内容が、分子標的薬に係る治療の場合、確認①から確認③の要素を確認し、全て満たす場合は、都道府県に償還請求をすれば、助成が受けられる旨を患者へ案内してください。

【記載例の場合、4月の分子標的薬に係る医療費（薬局含む）の合計（30,000+21,600+33,600=85,200）がA欄①入院の基準額57,600円以上であり、3つの要素を満たすため、患者へ案内。】

カウント3回目

B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合、本事業の助成対象となります。

A欄		高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外院	57,600							
B欄		R3年	8月 △入	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	R4年 △合算 R5年	4月	5月	6月	7月
		R4年	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
		R5年	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
医療実績記載欄（△は医療機関記載欄、◆は		確認③		R4年4月分を含め、過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上あるか											
◇	◇	◆	◇	◇	◆	◇	◆	◇	◆	◇	◆	◇	◆	◇	
入院・ 退院日	退院日	調剤日													
R3/10/5	R3/10/25														
確認① 分子標的薬に係る治療か		確認② 同じR4年4月分の関係医療の自己負担額の合計がA欄の基準額を超えるか（超える場合、B欄に△等の印を記載。）		【現物給付（原則）】 ③月間累計 (2の月間累計) 【通院（保険薬局含む）【徴還払い】】 ②関係医療の自己負担額 (2割等) ③月間累計 (2の月間累計) ④※1 ⑤※2 ⑥同様に入院欄の③と 通院欄の②の記載があ る場合 ⑦関係医療の 窓口支払額											
R3/12/2	R3/12/30														
R4/4/3	R4/4/7	OO病院	○			100,000	30,000	30,000						30,000	
R4/4/8		OO病院	○			72,000					21,600	21,600		51,600	
	R4/4/8	□□薬局				112,000					33,600	55,200		85,200	
														33,600	

## ○入院+通院の記載例〔2〕

（入院単独でも高額療養費算定基準額を超えている例）

R4年8月の分子標的薬の導入に係る入院1回が高額療養費算定基準額を超えたことで助成対象となり、その後の分子標的薬に係る通院1回〔外来診療費と薬剤費〕も助成対象となる場合の記載例

（記載例は本紙を除き4枚に分かれています。）

P. 22に詳述

P. 21に詳述

P. 20に詳述

			R3年				R4年				R5年						
			8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月			
B欄			△入		△入				△外		△外		△外		C欄		
入院・ 通院日	退院日	調剤日	患者名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の 場合△印	特記事項が ある場合○印	関係医療の 医療費額 (10割分)	①	②	③	④	②	③	④	⑤	⑥		
R3/10/5	R3/10/25		○○病院			210,000	63,000	63,000	○								57,600
R3/12/2	R3/12/30		○○病院			210,000	63,000	63,000	○								57,600
R4/4/3	R4/4/7		○○病院	○		100,000	30,000	30,000									30,000
R4/4/8		R4/4/8	○○病院	○		72,000				21,600	21,600					51,600	21,600
			□□薬局			112,000				33,600	55,200					85,200	33,600
			○○病院	○		36,000				10,800	10,800						10,800
			□□薬局	○		112,000				33,600	44,400						33,600
			○○病院	○		108,000				10,800	55,200						10,800
			□□薬局	○		112,000				33,600	88,800	○					24,000
R4/7/5	7/29		○○病院	○		63,000	63,000	63,000	○								10,000
R4/8/7	R4/8/20		○○病院	○		210,000	63,000	63,000	○								10,000
R4/8/22			○○病院	○		72,000				21,600	21,600					84,600	21,600
		R4/8/22	□□薬局			112,000				33,600	55,200					118,200	33,600

## 医療記録票の記載例④-2（入院+通院の記載例〔2〕）

医療機関向け

入院1回目

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えてる例)

A欄	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600						
B欄	R3年	8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	4月	5月 △合算	6月	7月 ○入
	R4年	8月 ○入	9月	R4年	2月	1月	2月	3月	4月	5月	R5年		

カウント6回目

患者が窓口で支払った額を記載します。

患者が窓口で支払った額を記載します。

入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

- 分子標的薬の導入に係る入院の場合、医療機関において〇印を記載してください。  
・会計担当者が記載する場合は、医師に確認する等により対応してください。

上記の例の場合、8月分の入院医療費63,000円がA欄①入院の基準額57,600円以上であり、この時点で、カウントの対象となり、カウントの回数も3回目以上であるため、助成対象となります。

- カウントの対象となった場合、医療機関において、2か所に○印等を記載してください。  
・B欄については、入院で現物給付された場合は「○入」と記載してください。

■ B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合で、入院単独で助成対象となった場合は、原則、現物給付となるため、患者の窓口負担額は10,000円となります。

# 医療記録票の記載例④-2（入院+通院の記載例〔2〕）

医療機関向け

## 通院1回目〔外来診療〕

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えてる例)

A欄		高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多数回核当の場合	44,400	③外来	57,600												
B欄			8月	9月	10月	△入	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月					
			R3年				R4年					R5年								
			8月	9月	10月	△入	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月					
			○入十外	○入	○入	○入	○入	○入	○入	○入	○入	○入	△合算	△外	○入					
医療実績記載欄（△は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）																				
			保険薬局名 カウント6回目			分子標的薬等に係る治療の場合△印			特記事項がある場合○印			関係医療の医療費総額（10割分）			入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払		
◇	◇	◆	◇	◇	◆◆	◇	◇	◆◆	◇	◇	◆◆	◇	◇	◆◆	◇	◇◆	◆◆	◇◆	◆◆	
入院・通院日	退院日	調剤日							①	②	③	④	※1	②	③	※2	月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	※2	同じ月に入院欄の通院欄の③の記載する場合は、その合を記載※3
R3/10/5	R3/10/25		○○病院						210,000	63,000	63,000	○					63,000	63,000		57,600
R3/12/2	R3/12/30		○○病院						210,000	63,000	63,000	○					63,000	63,000		57,600
R4/4/3	R4/4/7		○○病院	○					100,000	30,000	30,000						30,000	30,000		30,000
R4/4/8	R4/4/8		○○病院	○					72,000								21,600	21,600		21,600
R4/5/3	R4/5/3		○○病院	○					36,000								10,800	10,800		10,800
R4/5/25	R4/5/25		○○病院	○	○				36,000								33,600	44,400		33,600
R4/7/5	R4/7/29		○○病院						112,000								10,800	55,200		10,800
R4/8/7	R4/8/20		○○病院	○					210,000	63,000	63,000	○					33,600	88,800	○	24,000
R4/8/22			○○病院	○					72,000								21,600	21,600		10,000
									63,000								84,600			10,000
																				21,600

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において○印を記載してください。

- 会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

上記の例の場合、同じ8月分に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある入院医療費の記載がありますので、⑤欄に当該医療費63,000円と通院医療費21,600円の合計額84,600円を記載してください。

また、同じ8月分の分子標的薬に係る入院が既に助成対象となっていることから、通院に係る医療費についても助成の対象となるため、B欄に「○入十外」と記載してください。（既に「○入」と記載されている場合は、「十外」を追加してください。）

なお、通院に係る医療費については、償還払いとなりますので、窓口では自己負担額（3割等：上記の例では21,600円）を徴収し、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられる旨を患者に案内してください。

処方箋が発行される場合は、保険薬局での薬剤費を含め、償還払いの請求が出来る旨を患者に案内してください。

## 医療記録票の記載例④-2（入院+通院の記載例〔2〕）

医療機関向け

## 通院1回目〔保険薬局〕

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えてる例)

## 保険薬局で記載

<b>A欄</b>	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多數回該當の場合	44,400	③外来	57,600
-----------	----------------	-----	--------	-----------	--------	-----	--------

## (参考)

医療実績記載欄（△は医療機関記載欄　◆は保険薬局記載欄）

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、同じ8月分に「分子標的薬に係る治療の場合○印」欄に○印がある入院医療費と通院医療費の記載がありますので、⑤欄に当該医療費63,000円、通院医療費21,600円、調剤関係費用33,600円の合計額118,200円を記載してください。

上記の例の場合、同じ8月分の分子標的薬に係る入院が既に助成対象となっていることから、通院に係る医療費についても助成の対象となります。また、入院に係る現物給付後の自己負担額1万円と通院に係る医療費55,200円の合計額が高額療養費算定基準額を超えるため、B欄の「○入十外」の「外」の前に「△」を追加し「○入十△外」と記載してください。

なお、通院に係る医療費については、償還払いとなりますので、窓口では自己負担額（3割等：上記の例では33,600円）を徴収し、都道府県に償還払いの請求をすれば助成が受けられる旨を患者に案内してください。

## 医療記録票の記載例④-2（入院+通院の記載例〔2〕）

医療機関向け

(補足)

(入院単独でも高額療養費算定基準額を超えてる例)

助成対象となった月以降に患者が来院した場合には、医療機関においても、下記について御確認いただき、B欄の□に記載が無い場合など、必要に応じて患者へ償還請求手続の案内をしてください。

直近の記載内容が、分子標的薬に係る治療の場合、確認①から確認③の要素を確認し、全て満たす場合は、都道府県に償還請求をすれば、助成が受けられる旨を患者へ案内してください。

【記載例の場合、8月の分子標的薬に係る医療費（薬局含む）の合計（63,000+21,600+33,600=118,200）がA欄①入院の基準額57,600円以上であり、3つの要素を満たすため、患者へ案内。】

B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合、本事業の助成対象となります。

## ○通院の記載例

R 4年5月に通院2回〔外来診療費と薬剤費〕の合計額が高額療養費算定基準額を超えて、助成対象となる場合の記載例

(記載例は本紙を除き6枚に分かれています。) P. 29に詳述

**医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）**

			R3年					R4年						
			8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
B欄					△入		△入				△合算	△外		
◇	◇	◆	◇◆	◇	◆	◆◆	①	◇	◇	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	
入院・ 退院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合〇印	特記事項がある場合〇印	関係医療の医療費給額(10割分)	② 関係医療の自己負担額(3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計(②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※1	② 関係医療の自己負担額(3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計(②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の③と通院欄の③の記載がある場合は、その合計額を記載 ※3	⑥ 関係医療の窓口支払額
P. 25に詳述			OO病院			210,000	63,000	63,000	○					57,600
						210,000	63,000	63,000	○					57,600
R4/4/3	4/7					○	100,000	30,000	30,000					30,000
R4/4/3						○	72,000			21,600	21,600	51,600	21,600	
	R4/4/8		薬局			112,000				33,600	55,200	85,200	33,600	
R4/5/3			OO病院	○		36,000				10,800	10,800		10,800	
	R4/5/3		□□薬局			112,000				33,600	44,400		33,600	
R4/5/25			OO病院	○	○	36,000				10,800	55,200		10,800	
	R4/5/25		□□薬局			112,000				33,600	88,800	○	24,000	
P. 27、28に詳述			P. 29に詳述											

# 医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

医療機関向け

## 通院1回目〔外来診療〕

患者が窓口で支払った額を記載します。

A欄	高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600	
	R3年						R4年	
B欄	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	△入				△入			△合算
R4年								
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	R5年							
	4月	5月	6月					
R5年								
医療実績記載欄（◆は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）								
◆	◆	◆	◆◆	◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆
入院・ 通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合〇印	持記事項がある場合〇印	① 関係医療の医療費総額（10割分）	② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載
R3/10/5	R3/10/25		OO病院			210,000	63,000	63,000
R3/12/2	R3/12/30		OO病院			210,000	63,000	63,000
R4/4/3	R4/4/7		OO病院	○		100,000	30,000	30,000
R4/4/8	R4/4/8		OO病院	○		72,000		
			□□薬局			112,000		
R4/5/3			OO病院	○		36,000		
④ ※1								
⑤ ※2								
⑥ ※3								
⑦ 6 同様の 支払額								
57,600								
57,600								
30,000								
21,600								
21,600								
51,600								
21,600								
33,600								
55,200								
85,200								
33,600								
10,800								
10,800								
10,800								

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において〇印を記載してください。

- 会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

上記の例の場合、5月分の通院医療費10,800円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

## 医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

医療機関向け

## 通院1回目〔保険薬局〕

## 保険薬局で記載

<b>A欄</b>	高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該當の場合	44,400	③外来	57,600
<b>B欄</b>	R3年						
	8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月
	R4年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

## (参考)

患者が窓口で支払った額を記載します。

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、5月分の通院医療費10,800円と調剤関係費用33,600円がそれぞれA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

〔参考〕

原則として、70歳未満の場合、1つの医療機関に係る1か月の自己負担額の合計額が21,000円以上でないと他の医療機関の自己負担額と合算することができません。

このため、A欄の基準額を超えるかどうかを判断する際には注意が必要です。

## 医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

医療機関向け

## 通院2回目〔外来診療〕

患者が窓口で支払った額を記載します。

#### 医療実績記載欄（△は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

通院医療の場合、黄色部分が記載の対象欄となります。

- 分子標的薬に係る通院の場合、医療機関において〇印を記載してください。

  - 会計担当者が記載する場合は、医師に確認する、処方箋に記載されている分子標的薬の処方の有無により確認する等により対応してください。

- 肝がんの治療を行う上で無関係と医師が判断する医薬品を1枚の処方箋で同時に処方するような場合には  
「特記事項がある場合○印」の欄内に○印を付けてください。  
・このような場合には、処方箋に本事業の対象外の医薬品にマーカーを付ける等により、対象外の医薬品が分かるようにしていただき  
「マーカー部分が対象外」と記載する等、どのように区分したかが分かるようなコメントを処方箋の裏面等に記載してください。

上記の例の場合、5月分の通院医療費 $10,800\text{円} \times 2$ （21,600円）と調剤関係費用33,600円の合計55,200円がA欄②外来の基準額57,600円未満であり、この時点では、カウントの対象となりません。

# 医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

医療機関向け

## 通院2回目〔外来診療〕

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

						入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】					
◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◇◆	◇	◇	◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆
入院・ 通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合〇印	特記事項がある場合〇印	① 関係医療の自己負担額（10割分）	② 月間累計（①の月間累計）※円単位で記載	③	④ ※1	② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の③と通院欄の③の記載がある場合は、その合計額を記載※3	⑥ 関係医療の窓口支払額
R4/5/3			〇〇病院	〇		36,000				10,800	10,800			10,800
	R4/5/3		〇〇薬局			112,000				33,600	44,400			33,600
R4/5/25			〇〇病院	〇	〇	36,000				10,800	55,200			10,800
	R4/5/25		〇〇薬局			112,000				33,600	88,800	〇		24,000

### 処方箋

（この処方は、どの保険薬局でも販売です。）

公費負担者番号	保険者番号	
公費負担医療の受取者番号	被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (略)	
患者 氏名	保険医療機関の所在地及び名称	
生年月日	年月日	男・女
区分	被保険者	被扶養者
交付年月日	令和 年	記載イメージ
處	変更不可	個々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。 レニブマカプセル（〇〇mg） 2錠 1日1回 ○食後 14日分
方	リウマトレックスカプセル（〇〇mg） 2錠 1日1回 ○食後 ○日分	特に記載のある場合は書き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
備考	保険医署名 〔変更不可〕欄に「レ」又は「×」を記載したこと。 場合は、記名・記印・押印すること。	マーカー部分が対象外 対象外の医薬品
備考	保険薬局が調剤時に医薬を確認した事 〇保険医療機関へ疑問	こと。
調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号
保険薬局の所在地及び名前 保険薬剤師氏名	公費負担医療の受取者番号	

備考 1、「処方」欄には、患者、公費、用法及び用量を記載すること。  
2、この用法は、入院3日を標準とすること。  
3、被保険者の給付及び公費負担医療に係る費用の請求に関する者令（昭和61年厚生省令第64号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすること。

- 肝がんの治療を行う上で無関係と医師が判断する医薬品を1枚の処方箋で同時に処方するような場合には医療機関内において医療記録票の「特記事項がある場合〇印」の欄内に〇印を付けてください。
- このような場合には、処方箋に本事業の対象外の医薬品にマーカーを付ける等により、対象外の医薬品が分かるようにし、「マーカー部分が対象外」と記載する等、どのように区分したかが分かるようなコメントを処方箋の裏面等に記載するようにしてください。

- 処理例1：対象外の医薬品にマーカ表示やアンダーライン等を付し、「マーカ表示やアンダーライン等を付したもののは対象外」と記載する。  
 処理例2：対象の医薬品にマーカ表示やアンダーライン等を付し、「マーカ表示やアンダーライン等を付したもの以外は対象外」と記載する。  
 処理例3：対象医薬品の近傍に、「対象」のコメントを記載する。  
 処理例4：対象外医薬品の近傍に、「対象外」のコメントを記載する。

### （参考）

- 保険薬局では、処方箋に肝がんの治療を行う上で無関係と医師が判断する医薬品が含まれている旨のコメントが記載されている場合は、当該医薬品に係る薬剤費を除いた金額を医療記録票に記載します。  
 ※例えば、抗リウマチ薬が対象外の医薬品として記載されている場合は、抗リウマチ薬の薬剤費を除いた額を記載します。

## 医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

医療機関向け

### 通院2回目〔保険薬局〕

#### 保険薬局で記載

カウント4回目

(参考)

患者が窓口で支払った額を記載します。

A欄		高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600 <th data-cs="2" data-kind="parent"></th> <th data-kind="ghost"></th>					
B欄		R3年	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	R4年
			△入		△入		△入		△合算		△合算	△外	
			8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	8月

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）			入院【現物給付（原則）】			通院（保険薬局含む）【償還払い】							
◇	◇	◆	◇◆	◇	◆	◇	◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	
入院・通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合〇印	特記事項がある場合〇印	① 関係医療の医療費総額（10割分）	② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※1	② 関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	③ 月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	④ ※2	⑤ 同じ月に入院欄の③と通院欄の③の記載がある場合は、その合計額を記載
R3/10/5	R3/10/25		〇〇病院			210,000	63,0	□□薬局で高額療養費算定基準額57,600円を超えるため、基準額57,600円-33,600円=24,000円となります。					
R3/12/2	R3/12/30		〇〇病院			210,000	63,0						
R4/4/3	R4/4/7		〇〇病院	○		100,000	30,000	30,000					
R4/4/8		R4/4/8	〇〇病院	○		72,000			21,600	21,600	51,600		
			〇〇病院			112,000			33,600	33,600	85,200		
			〇〇病院	○		36,000			10,800	10,800			
		R4/5/3	〇〇病院			112,000			33,600	33,600	44,400		
		R4/5/3	〇〇病院	○	○	36,000			10,800	10,800	55,200		
		R4/5/25	〇〇病院			112,000			33,600	33,600	88,800	○	24,000
		R4/5/25	〇〇病院			112,000							

保険薬局では◆の部分、この図ではオレンジ色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、5月分の通院医療費10,800円×2（21,600円）と調剤関係費用33,600円×2の合計88,800円がA欄②通院の基準額57,600円以上であり、カウントの対象となります。

カウントの対象となった場合、保険薬局において、2か所に〇印等を記載してください。

・B欄については、通院であることが分かるように「△外」と記載してください。

5月分がカウントの対象となり、B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上あるため、助成の対象となり、都道府県に償還請求をすれば、助成が受けられる旨を患者へ案内してください。

## 医療記録票の記載例⑤（通院の記載例）

医療機関向け

〔補足〕

助成対象となった月以降に患者が来院した場合には、医療機関においても、下記について御確認いただき、B欄の□に記載が無い場合など、必要に応じて患者へ償還請求手続の案内をしてください。

直近の記載内容が、分子標的薬に係る治療の場合、確認①から確認③の要素を確認し、全て満たす場合は、都道府県に償還払いの請求手続が必要ですので、患者へ案内してください。

【記載例の場合、5月の分子標的薬に係る医療費（薬局含む）の合計（ $10,800+33,600+10,800+33,600=88,800$ ）がA欄②外来の基準額57,600円以上であり、3つの要素を満たすため、患者へ案内。】

A欄		高額療養費算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	③外来	57,600						
B欄	R3年	8月	9月	10月 △入	11月	12月 △入	1月	2月	3月	R4年	4月 △外	5月	6月	7月
	R4年	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R5年	4月	5月	6月	7月

**カウント4回目**

**確認③**  
5月分を含め、過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上あるか

**確認①**  
分子標的薬に係る治療か

**確認②**  
同じ5月分の関係医療の自己負担額の合計がA欄の基準額を超えるか（超える場合、B欄に△印を記載。）

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

◇	◇	◆	◆◆	◇	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治療の場合○印	210,000	6	◇◆	◇◆	◆◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆
入院・退院日	退院日	調剤日					210,000	6	②	③	④	※2	⑤	⑥	⑦
R4/4/3						○	100,000	3	関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	月間累計（②の月間累計）※円単位で記載	※2				
R4/4/8						○	72,000	3							
							112,000	3							
R4/5/3			OO病院			○	36,000	6		10,800	10,800				
			OO病院			○	112,000	6		33,600	44,400				
R4/5/25			OO病院			○	36,000	6		10,800	55,200				
			OO病院				112,000	6		33,600	88,800	○			
R4/5/25			OO病局					6							
			OO病局					6							

通院（保険薬局含む）【償還払い】

◇◆	◇◆	◆◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆	◇◆
②	③	④	※2	⑤	⑥	⑦	※3
関係医療の自己負担額（3割等）※円単位で記載	月間累計（②の月間累計）※円単位で記載			同じ月に入院欄の③と通院欄の④の記載がある場合は、その合計額を記載※3			
				57,600			
				57,600			
				30,000			
				21,600			
				33,600			
				10,800			
				33,600			
				44,400			
				55,200			
				88,800	○		
				24,000			

○入院の記載例

月数要件を満たしている場合の記載例  
(カウント3回目以降の時〔現物給付される場合〕)

## 医療記録票の記載例⑥（入院の記載例）

医療機関向け

B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合、本事業の助成対象となります。

A欄		高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多數回該当の場合	44,400	③外来	57,600
B欄	R3年 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 △入 △入 R4年 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 △合算 R5年							
	R4年 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 ○入							

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

			入院【現物給付（原則）】									
◇	◇	◆	◇◆	◇	◇	◆◆	◇	◇	◇	◆◆	◇◆	◆◆
入院・ 通院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬等に係る治 療の場合〇印	特記事項が ある場合〇印	① 関係医療の 医療費総額 (10割分)	② 関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ ※1	※内単位	⑤ ※2	⑥ 同じ月に入院欄の①と 通院欄の③の記載があ り、その合計額 記載
R3/10/5	R3/10/25		OO病院			210,000	63,000	63,000	○			57,600
R3/12/2	R3/12/30		OO病院			210,000	63,000	63,000	○			57,600
R4/4/3	R4/4/7		OO病院	○		100,000	30,000	30,000				30,000
R4/4/8			OO病院	○		72,000				21,600	21,600	51,600
	R4/4/8		□□薬局			112,000				33,600	55,200	35,200
R4/5/3			OO病院	○		36,000				10,800	10,800	10,800
	R4/5/3		□□薬局			112,000				33,600	44,400	33,600
R4/5/25			OO病院	○	○	36,000				10,800	55,200	10,800
	R4/5/25		□□薬局			112,000				33,600	88,800	24,000
R4/7/5	R4/7/29		OO病院			210,000	63,000	63,000	○			10,000

カウント5回目

患者が窓口で支払った  
額を記載します。

入院医療の場合、緑色部分が記載の対象欄となります。

上記の例の場合、7月分の入院医療費63,000円がA欄①入院の基準額57,600円以上でありカウントの対象となります。

カウントの対象となった場合、医療機関において、2か所に○印を記載してください。

・B欄については、入院で現物給付されたことが分かるように「○入」と記載してください。何らかの事情で現物給付出来なかった場合は、「△入」と記載してください。

B欄に診療月を含む過去12か月以内に○、△、▲いずれかの印のある月が計3回以上ある場合で、入院単独で助成対象となった場合は、原則、現物給付となるため、患者の窓口負担額は10,000円となります。

# 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者の 核酸アナログ製剤治療に係る通院医療費について

医療機関向け

## 核酸アナログ製剤治療について

- 核酸アナログ製剤は不用意に中止すると急速にウイルスが増殖し、大きな肝炎を起こす場合があるため、原則として止めずに服用を続ける必要があります。
- 核酸アナログ製剤を服用している患者は、肝がん・重度肝硬変の治療を行う場合も原則として服用の継続が必要であるため、核酸アナログ療法に係る医療費は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象医療に含めることができます。

## 肝炎治療特別促進事業との関係（考え方）について

- 肝炎治療特別促進事業では、核酸アナログ療法に係る医療費の自己負担額が月1万円を超えた部分について医療機関等の窓口で現物給付の処理により公費助成されるため、患者の自己負担額は月1万円となり、患者の窓口負担が軽減されます。
- 患者が肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている場合は、核酸アナログ療法に係る医療費については、肝炎治療特別促進事業の助成がなされるため、核酸アナログ療法に係る医療費の自己負担額が月1万円を超え、肝炎治療特別促進事業による助成がなされる部分については、公費による二重の助成とならないよう、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となりません。

## 医療機関及び保険薬局の窓口での対応（具体的な事務処理手順）

### 1. 医療費の記載方法について

- 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者で、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる分子標的薬を用いた化学療法と肝炎治療特別促進事業の対象となる核酸アナログ療法と同じ医療機関で同日に処方を受ける患者に、窓口で下記の書類の提示を求めてください。
  - ・**肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業：「医療記録票」**
  - ・**肝炎治療特別促進事業：「肝炎治療自己負担限度月額管理票」**

- この場合、医療機関及び保険薬局の窓口では、先に核酸アナログ療法に係る医療費（初診料、再診料、検査費等を含む肝炎治療特別促進事業で当該事業の対象とされている医療費に係る自己負担額。）を「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載し、残りの医療費について「医療記録票」に記載します。

### 2. 医療記録票のB欄（月数カウント欄）の記載について

- 分子標的薬を用いた化学療法を導入するタイミング（月初めか、月末か等）によっては、「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載された医療費と「医療記録票」に記載された医療費の合算で初めて高額療養費算定基準額を超えることもありますが、一般には分子標的薬を用いた化学療法に係る医療費のみで高額療養費算定基準額を超えることから「医療記録票」のB欄（月額カウント欄）に記載する内容については、医療機関や保険薬局の窓口事務の簡素化のため、「医療記録票」に記載された医療費のみで判断してください。

- なお、「肝炎治療自己負担限度月額管理票」に記載された医療費と「医療記録票」に記載された医療費の合算で初めて高額療養費算定基準額を超えるものがあったかどうかは、参加者証の交付申請等の処理時に都道府県において確認することとします。

# 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者の 核酸アナログ製剤治療に係る通院医療費について

医療機関向け

## 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる核酸アナログ製剤治療に係る通院医療費の範囲

### 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない患者

初診料、検査費用等  
核酸アナログ製剤費用

分子標的薬に係る医療費

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

○医療記録票に記載する範囲  
核酸アナログ療法に係る医療費も「医療記録票」に記載。

### 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けている患者

核酸アナログ療法に係る医療費の自己負担額が**1万円以下**の場合

初診料、検査費用等  
核酸アナログ製剤費用

分子標的薬に係る医療費

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

核酸アナログ療法に係る医療費の自己負担額が**1万円を超える**場合

初診料、検査費用等  
核酸アナログ製剤費用

1万円を超える部分は、肝炎治療特別促進事業で公費助成。

肝炎治療特別促進事業における自己負担額  
1万円と計算

分子標的薬に係る医療費

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

○医療記録票に記載する範囲

核酸アナログ療法に係る医療費は「肝炎治療自己負担限度月額管理票」※に記載し、残る医療費は「医療記録票」に記載。

※肝がん事業の償還請求の際の患者が添付する資料に「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写しを追加し、都道府県での償還請求額の計算の際に対象額を確認。

## 医療記録票（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）

患者の方へのお願

肝がん又は重度肝硬変に係る治療を受けた場合には、この医療記録票を保険医療機関又は保険薬局の窓口に忘れずに提示してください。また、都道府県に償還払いの請求を行う場合は、この医療記録票の写しを請求書に添付してください。

氏名		性別		生年月日	年   月   日
住所					
保険種別 (変更時)	保険者番号 (変更時)				被保険者証の記号・番号 (変更時)

<b>A欄</b>	高額療養費 算定基準額	①入院	②多数回該当の場合	③外来
-----------	----------------	-----	-----------	-----

B欄	年 8月 9月 10月 11月 12月					年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月				
	年 8月 9月 10月 11月 12月					年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月				

医療実績記載欄（◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄）

※1: ③の1月間の累計額がA欄①又は②の基準額を超えた場合○印(B欄には「○入」又は「△入」と記載)

※2: ③の1項目の累計額が△欄③の基準額を超えた場合△印(B欄には「△外」又は「▲外」と記載)

\*3-2. ひのき商事の会計帳簿は、(1)会計期間の始まりと(2)会計期間の終りとに、二つある。この二つを合算して、(3)年次会計期間の始まりと(4)年次会計期間の終りとする。

<b>B欄に記載する記号等の説明</b>	<p>○：入院が高療基準額を超えて、かつ月数要件を満たして事業の助成を受けた場合（現物給付の場合）  △：高療基準額（入院・外来・高療基準額）を超えた場合（上記の場合を除く）（多数回該当がある高療基準額を超えた場合）  ▲：70歳以上の者が外年に係る高療基準額を超えた場合（多数回該当が無い高療基準額を超えた場合）</p>	<p>肝がんが事業の月数要件のカウント方法：B欄に「○」「△」「▲」が記載されている個数をカウント。（1ヶ月に複数ある場合でもカウントは1回。）  保険診療上の多回回該当の判定方法：過去12か月以内の△の数をカウントし、4回目以降から多回該当。（1ヶ月に△と△外のように△が2個ある場合でもカウントは1回。）  現物給付（特定医療機関対象費）の多回回該当の判定方法：過去12か月以内の○の数をカウントし、4回目以降から多回該当。（同一の医療機関のカウントが4回目以降である必要があるため、医療機関ごとにカウントが必須。）</p>
----------------------	---	--

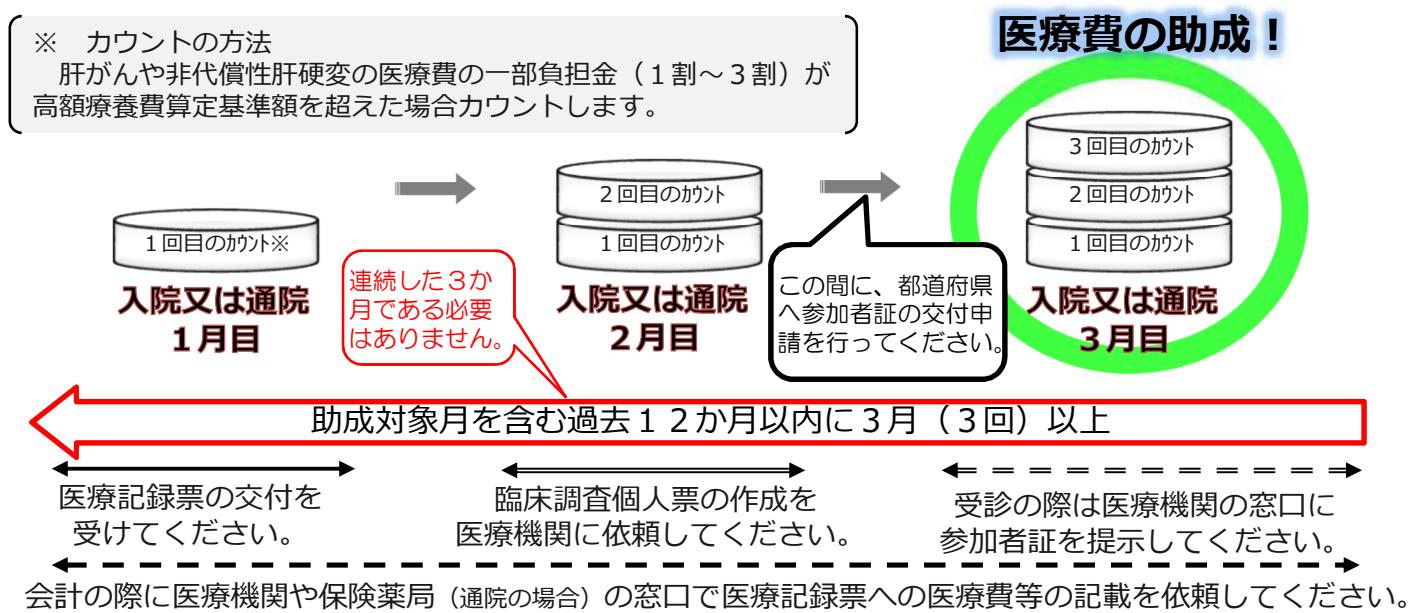
# B型・C型肝炎ウイルスが原因の「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、治療3月目から助成が受けられます。

(主な要件は以下のとおりです。詳細は都道府県に御確認ください。)

## ○助成対象となる主な要件

- ・B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
- ・年収約370万円以下である。
- ・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）を受けている。※「肝動注化学療法」を含む。
- ・上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含め過去1年間で3月以上ある。

## ○高療を超える3月目以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

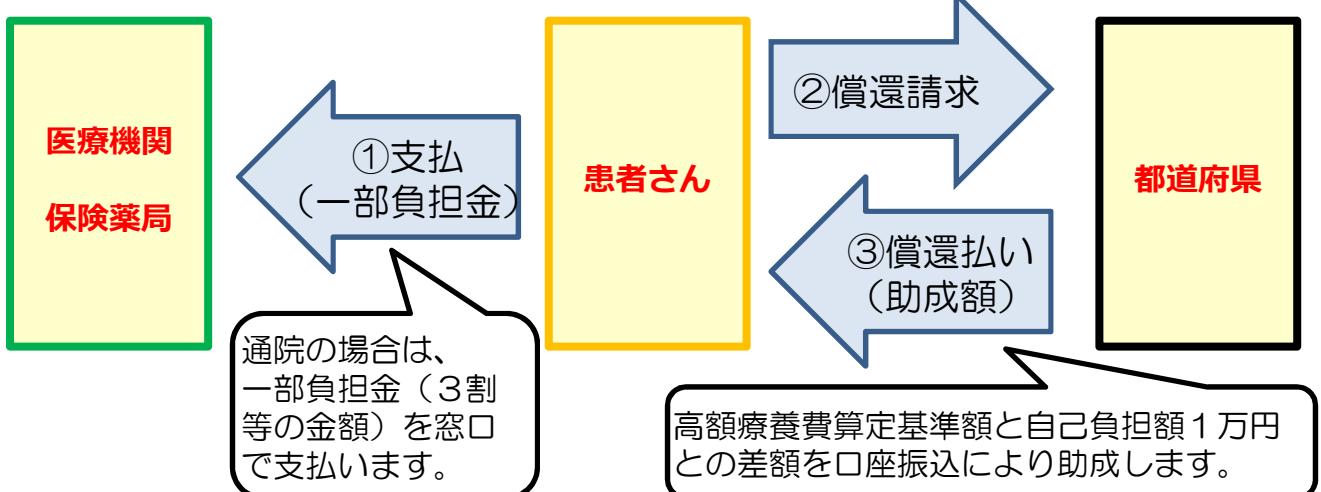


通院に係る医療費の助成を受けるには都道府県への償還請求が必要です。

<b>医療費の助成方法</b>	<b>入院の場合</b>	窓口の自己負担額が1万円となります。 ※参加者証を窓口に提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行ってください。
	<b>通院の場合</b>	<b>償還払い</b> で自己負担額が1万円となります。 窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行うことで、医療費償還払い請求書に記載した患者さんの口座に振り込まれます。 <b>償還請求の方法は裏面を御確認ください。</b>

## 「償還請求」の手続き

### ● 償還請求に係る流れ



※高額療養費は、医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合がありますので、医療保険者に御確認ください。

### ● 償還請求時に提出する書類

- 医療費償還払い請求書（別紙様式例7）
- 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
- 請求者の参加者証の写し
- 医療記録票の写し
- 償還請求の対象月において受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領収書
- 振込先の口座番号等が確認できる資料（キャッシュカードの写し等）
- ・・・・・（その他、都道府県知事が申請内容の審査に必要と認める書類：各都道府県で追記）

### ● 提出先

請求者が居住する都道府県の担当課

#### 「詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- 都道府県や厚生労働省などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 都道府県や厚生労働省などが、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の助成をするために、手数料の振込を求めるなどは絶対にありません。

ご自宅や職場などに都道府県や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課や最寄りの警察署（または警察相談専用電話[#9110]）に御連絡ください。